

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する  
調査特別委員会会議録（平成28年9月9日）

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する  
調査特別委員会会議録

日時	平成28年9月9日（金）	開会時間	午後 2時01分
		閉会時間	午後 3時06分
場所	第2委員会室		
委員出席者	委員 長 土橋 亨 副委員長 久保田松幸 委員 中村 正則 渡辺 英機 大柴 邦彦 山田 一功 桜本 広樹 永井 学 佐藤 茂樹		
委員欠席者	鈴木 幹夫		
参考人	江藤 俊昭（山梨学院大学大学院研究科長・法学部教授・ローカルガバナンス研究センター長博士（政治学、中央大学））		
議題	平成28年2月山梨県議会定例会閉会日が流会した原因の調査に関すること。		
会議の概要	まず、委員席の指定をした後、午後2時4分から午後2時27分まで、江藤参考人からの意見聴取を受けた。休憩をはさみ午後3時1分から午後3時6分まで、委員会報告書の委員長案を示し協議した結果、委員長案のとおりとすることが決定した。		
会議の内容 土橋委員長	ただいまから平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する調査特別委員会を開会いたします。 初めに、委員席の指定を行います。委員席は、ただいま御着席のとおり指定いたします。 この際申し上げます。鈴木委員につきましては、公務のため欠席したい旨の連絡がありましたので、御了承をお願いします。 次に、本委員会に付託されました継続審査案件であります、平成28年2月山梨県議会定例会閉会日が流会した原因の調査に関することを議題といたします。 本日の進め方についてであります。本日は、まず参考人から意見聴取及び質疑を行った後、委員会報告について協議を行いますので、御了承を願います。 では、参考人を御紹介いたします。山梨学院大学、江藤俊昭教授です。委員各位のお手元に、江藤教授の略歴をお配りしてありますので、御参考ください。 この際、委員会を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。江藤教授には、御多忙のところ、本委員会の求めに応じていただき御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。本日は、有識者としての立場から忌憚のない御意見をいただけますようお願い申し上げます。 それでは、江藤教授から20分程度、平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会について御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑に対してお答えをいただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。		

この際申し上げます。江藤教授より参考資料を配付したい旨の申し出がありましたので、これを認め、配付いたさせます。

（事務局 参考資料配付）

土橋委員長            それでは、江藤教授、お願いいたします。

江藤参考人            改めまして、こんにちは。私は専門家であるとともに山梨県民であるので、しっかりと参考人の責を果たしたいと思えます。同時に、今、委員長から厳しくということなので、厳しいながらも改革に向けての私なりの考えについて述べさせてもらいたいと思えます。

土橋委員長            教授、もしよろしかったら、お座りになって結構です。

江藤参考人            私、座ると寝ちゃうものですから、立ってよろしいでしょうか。

土橋委員長            はい。

江藤参考人            それで、同時にきょう参考資料を出させていただいています。それで、こういうときには珍しいのかもしれませんが、委員長の了解が出たということで、きょうは委員各位及び傍聴の方々、報道の方を含めて参考の資料を出させていただいているということで、どうも。これに基づきながら、これ、20分というのは厳守でしょうか。それとも、目安でよろしいですか。

土橋委員長            目安で。

江藤参考人            ありがとうございます。  
それで、まず確認なんです、私の陳述の対象ということで、この特別委員会、当初の特別委員会から百条にかけてというか2段階になっているんですね。私は、この特別委員会が設置され、百条委員会として位置づけるということは、議会として大変なことをやったんだということ、これについての厳しい原因追及が必要なんだということで委員会設置、これは県民としても了解できることだなというふうに思います。

それで、私自身は、議会の再建と、それから、県民への説明責任を果たすということ、こういう意味ではこの委員会の設置は大事なことだと思うんですが、百条の委員会のことというのは原因追及なんですね。それと同時に、おそらく特別委員会という、それプラス改革に向けての議論というのが入っている、二重的な議論があると思うんです。両方を念頭に置きながら、できるだけ原因のところを少し考えながら次のステップのところへつなげていくような議論もさせていただきたいというふうに思っています。

それで、視点としては、おそらく皆さんとも共通しているんですけども、参考資料として、自治日報の記事、私が書いた記事について参考資料として出させていただいています。これは全国的に、御存じのように前代未聞の2つの出来事ということです。これは全国が注目しているということでもあるわけです。だから、これは歴史的な検証を皆さんがまずはやっていく。その後、おそらく全国的に見て、日本の民主主義にとってどうかということを経史的に検証する大事な素材がこの特別委員会だろうと思えます。したがって、一部新聞等

報道があるように、議長がかわったから、あるいは正常化されているからという形で曖昧な形で落とすのではなくて、やはりそれはしっかりと議論するというような姿勢で臨まれているんだろうと思っています。内輪の論理ではなくて、民主主義の総括として考えていくというふうに思っています。

それで、歴史的な2つの前代未聞というのは御存じだと思いますけれども、確認だけとらせていただきますが、1つは、ここに歴史的な汚点というふうなことなんですが、当初予算を流会して専決で行ったことというのはないんじゃないだろうかと思っています。もちろん大震災等のところでは専決というのは若干あったというふうに聞いていますけれども、通常状況ではあり得ないことだということなんです。歴史的な汚点だということの確認です。

御存じのように、皆さんが議決している事項というのは、自治法の96条、地方自治にとって、地域経営にとって全ての大事な権限は議会が持っている。これは住民自治の根幹だからこそ、議会が持っているということなんです。首長ではないんです。議会なんです。とりわけ歴史的に、議会というのは予算を審議する、これがすごく大事なことなんです、これを放棄したという、しかも専決をやらせてしまった。

御存じのように、今、地方自治の制度の中で専決処分をできるだけ限定するように地方自治法はどんどん改正をしています。三議長会は御存じのように、専決処分をやめさせる方向で動いているにもかかわらず、首長側の3つの組織がやはりこういうものは必要だということで、着地点としては、徐々に徐々になくす方向で来ているんですけれども、どうしても残っている。ここに水を差すものだ。そうした専決処分を限定的に使うそういうふうなものとして考えていきたいと思っていますから、当初予算を専決した、私にとってはあり得ないし、議会関係者や県民にとっての屈辱としての確認、これが1点、これは皆さんの議事録を読ませていただいてもわかることです。

もう1点確認したいのは、百条委員会を議会運営で行うというのは、これも前代未聞だということの確認なんです。私自身は、これについてベターだというふうに思っています。例えば第三者委員会は条例で設置しなければならないことになっていますけれども、これについて、例えば第三者委員会で出頭要請しても来ない、あるいは虚偽の申請をしても何の罰則もないということではなくて、しっかりと議論するんだという百条委員会を設置すると。これはベターだと思うんです。前代未聞であってもベターだと思っています。通常は議運でやる話なんです。百条にかけた話ではない。だから、それだけ大きな話をしっかりとやっていこうということでベターだというふうには思っております。

ただし、この間のこととして、会派間対立を引きずらない手法の必要性として、私は同時並行的に、第三者委員会付属機関だとか、参考人制度だとか、専門的な知見だとか、こういうものと並行してやるべきではないかなというふうに思っていました。今回私は参考人と呼ばれておりますけれども、本当を言うと、ある程度最初の段階で参考人を呼んで、これが論点なんだというふうなところも含めて本来はやっていただいて、後でまた意見を求められるというのが本来の流れではなかったか。もちろん議会運営からして、本会議が2月、3月で終わってしまい、臨時会が時々行われたとしても、これについてはそういうルールづけができなかったということがあるんでしょうけれども、本来だったらそういうふうにするべきだったんじゃないだろうかというふうに思っています。

そして、会派間の対立を引きずらないときに一番大事なものは、専門家の知見だけではなくて、県民がそれをチェックするという姿勢なんです。だから、

そういう意味では、一部テレビ、報道についての制限はありました。公開が原則だったんですけれども、報道についての制限というのは、通常の百条委員会ならば、プライバシー等の問題はあったかもしれないけれども、議会運営上にプライバシーが、そういうものがあるのかどうなのか、ぜひこれは議会事務局も含めて考えていただきたいなというふうに思っています。通常の百条をそのまま使ったのではないかという、事の本質的なところが理解できなかったんじゃないかというふうなことを思っています。

そういうふうな原則的な議論を明確にしているというふうに私は思いますけれども、同時に原因について2点ほどお話をさせていただきたいと思えます。原因の1というのは、なぜそうなのかという表層的な場面です。誰がどう動いたかというのが原因の1に当たります。私は不作為の重層性というふうに呼んでいます。これは不作為の連鎖ではなくて、不作為の重層性ということで、みんな同じように何もなかったということが議事録等で明らかになっていることだと思えます。何も動かなかった。こんなことがあり得るのかどうなのか。

今回、議会事務局が論点整理をしてくれていますので、これについてはもう皆さん御存じのことですので一々繰り返しません、議長も動かなかった、副議長も動かなかった、議会事務局長も動かなかった。とりわけ議会事務局長が動かなかったというふうなことです。私は、議会運営委員長は動いたようなんですけれども、これが本当に適切だったのかどうかって、またそれはそれで別に議論されたほうがいいと思うんですけれども、議会事務局に問い合わせをして、それがずっとずれ込んでいるというふうなところで、一応動いているのではないだろうかと思っていますので、とりわけ表層場面では、議長、副議長、議会事務局、とりわけ議会事務局長に大きな責任が私にはあるのではないかというのが、この間の議事録及び議会事務局の論点整理でも明確になっているのではないかなと思っています。要するに、誰かが積極的に動けば、こうした流会にはならなかったということなんです。これをまずは確認をさせていただきたいというふうに思えます。

その上でですが、資料としては2ページ目、私のメモでは2ページなんですけれども、議事録を読んでも、あるいは傍聴に来させていただいても、まだまだわからないことばかりなんです。議長、副議長は会派の控室にいたと。中で何をやってたんでしょうかということについては全くわかりません。

それから、議会事務局は、議会事務局長室で議事についてだけを打ち合わせしたんだというふうに言っていますけれども、議事なんていうものは、こんなものは通常のやり方でマニュアルがあるんです。自分たちでわからなかったら、全国都道府県議会議長会の議事に聞けばすぐわかることですし、そんなの事務局長がやる話じゃないんです。議事調査課の課長に指示すればいいことだけなんです。なぜ、1時間以上にわたって議会事務局長室に議会事務局のリーダーたちがいたかどうかがちっともわからない。それが全く解明されてないんじゃないですかということだと思えます。それから、遮断しているというのの意味がわかりません。情報が入らないで議論ができるんでしょうかという、この遮断の意味がわからないんです。いくら読んでも、いくら聞いてもわかりません。

それから、3番目なんですけれども、議会事務局職員がぎりぎりに情報提供していなければ、放送もなかったのかということ。遮断されていれば、議会事務局職員が来なかったわけだし、来なくて、本当にぎりぎりのところに職員がようやく来て、その話を聞いた課長が動き始めたということですよ。今までそ

れがなかったら、放送さえなかった、本当に前代未聞の事態になっていたかもしれない。

私もそれもわからないんですが、情報が遮断されていて、なぜ前事務局長が、議長から予算審議を早く進めろという指示があったという。遮断していてなぜ指示があるんですか。それから、3会派ですか、記者会見の情報を得ることができたというふうに書いてあるんですけども、何力所かに出てきていますけれども、その情報はどこから入ったんですか。議会事務局からなんですか。このあたりのところが全く明確ではない。だから、逆に、議運の委員長からの問い合わせについては、流会直前にしか議会事務局及び議会事務局長室にいたメンバーが入手することにならなかったのか。問い合わせが直前にしか入らなかったと。それ以外のものについては、重要なものについては入っているんですね。これは私はわからないんですが、もしくは皆さんがわかれば教えていただきたいと思います。

さらに、私は個人的なことでもないと思いますからここにも明確に書いておきましたけれども、前議会事務局長が、最大会派のリーダーが辞職し参議院選挙に立候補する際に、選挙事務所で重要な役を担っているというのは、これはテレビの報道でも明らかになっているんですけども、こういうふうなことというのは道義上許されるものなんですかという。これは私はわかりません。政治的な信条として支持するのは当然私はあり得ると思うんですけども、こうした事態の重要性をどのくらいわかっているのかどうかということなんですね。

補足させていただきますが、そうした表層場面の補足なんですけども、問題は調整ができなかったこと、あるいはしなかったことなんです。これは不作為といえますか、意図的にそういうことに動いたかどうかわかりませんが、結果的に誰も動かなかった。政治なので、皆さんがいろいろな議論をしています。誰がこうしたから、誰がこうしたから、他者に責任をなすりつけるような議論というのも時々聞かれております。それはそれで私はわかりますけれども、政治ですよ。政治というのは、そういうことがありながら、調整をするというのが政治だと思うんです。誰がこうしたから、誰がこうしたから、1つだけで原因結果になるわけじゃないんです。問題はそれを調整できなかったところだと思うんです。

もう皆さんには当たり前のことなんですけれども、もう一度確認していただきたいのは、マックス・ヴェーバーの、政治家は結果責任だと。道義的な責任ではないんです。議事録を読むたびに、反省している、反省していると。道義的な責任ではないんです。要するに、流会させ、専決処分にした結果責任こそが問われていることだろうと思います。それと同時に、議会事務局長は議長が任命権者だということなんですけれども、任命権者である議長がなぜそういう人を選んだかどうかというのも問われなければいけない。これは後ほどまた議論していきたいところだと思います。

その上で、もう釈迦に説法なんでしょうけれども、もう一度、私自身が日ごろ住民自治、議会論をやっている人間として、こういうところが問題なのではないかと、構造的な問題について少し御指摘させていただきたいと思います。

1点目は、住民自治の根幹としての議会、この意味というのをもう一度確認させていただきたいんです。これは住民もおそらくは、それから、マスコミもなかなかわかってないところだと思うんですけども、住民自治の根幹は、万国共通、議会にあるんです。だからこそ、地域経営にとっての大事な権限は全て議会に与えている。首長ではないんです。この理解なんです。とりわけ議会

が発生するときには、予算、それから、お金の問題、財政的な問題の権限が議会に付与されている、ここがポイントなんです。このところをどのように考えていくか。まず何があっても、これについてしっかり議論し、決議を行っていくということの意味をどの程度理解しているかどうかということだと思えます。

そういう意味では、議会というのは、1つにまとまる機関として議会が意味がある。議会というのは、議員の集合体だけではありません。会派の集合体だけではありません。議会として動くからこそ、議会に権限を付与しているところの確認なんです。だから、いろいろな人たちがいる。それをどのように調整していくか。今まさに議会改革で重要なポイントは、議員間討議というのが重要なポイントになっています。あるいは、会派というのは大事であっても、会派間調整をやりながら合意を形成していく、合意をつくり出すための調整をどうしていくか。これこそが今の議会改革にとっての大事なポイントです。だから、会派があることが問題ではない。会派があるのは前提にしながら、調整を行えないところに問題があるというふうなことの確認です。

その上でもう1点だけお話しをさせていただきます。もう1点、あと2点ありますが、その前に、私は議事録を読む、あるいは傍聴していて奇異に感じるがあります。山梨県議会の政治文化で議会改革を行っている議会政治文化のずれ。少し生意気なことを書かせていただいておりますけれども、執行部、副知事と総務部長が会派を回っているということについて、皆さんは否定的に捉えていらっしゃるじゃありませんでした。これは証人喚問している方もそうですし、それから、委員の方々もそういう、これについて否定的なニュアンスを行ってなく、これらがまとめてくれればみたいなニュアンスだったと記憶しておりますけれども、一たび議案が出たら、議会内部の問題なんです。これは執行機関がとやかく言う話ではない。だから、そこでとやかく言うなというのが本当の議論だと思うんです。議会は議会として自分たちで自律的に動かなければいけない。ここの文化をどういうふうに変えていくか。というのが山梨県議会にとってもすごく大事なポイントなのではないかということでここにも書かせていただいております。

その上で、第2点目としては、リーダーシップの欠如ということ。御存じのように、今、議長の選び方については徐々に改善されているということも聞いておりますけれども、全国で歴代議長の代数というのが日本の中で一番多いのが山梨県議会だと思うんです。だから、これをそろそろちゃんと見直して、しっかりとした議長のリーダーシップ、副議長って誰がなろうと同じではないわけです。議長というのはしっかりとしたリーダーシップを持たなきゃいけない。そのために、いろいろなところでは今議論しているのは、議長、副議長のリーダーシップの欠如というのではだめ、輪番制ではだめなんだということ。それなりの資質が必要である。

それから、今、議会改革を行っていく中で、委員長の、それぞれの常任委員会あるいは議運の委員長等々あると思うんですけれども、この委員長のリーダーシップこそが求められているんです。このさばき方によって議会の資質が大きく変わります。それをどのように選んでいくか。というのを、山梨県議会の場合はどういう基準で選んでいるか。どうかも含めて今後考えていかなければいけない。

それともう1点、問題としては、議会事務局員の役割の意識の欠如及び議会運営の専門性の欠如。ちょっと生意気なことを書かせていただきますが、例えば閉会して皆さんが出ていかれたときに、そのときの新しく開会していくとき

の対応についてなんていうのは幾つもあるわけです。そんなのマニュアルに書いてあるわけです。あるいは、退席したときにどういう対応を議長がとらなきゃいけなかったかというのは、即座に隣にいる議会事務局長が指示する話なんです。そういうこともしていないというね。だから、そういう意味では、議会事務局長になるためには、そういう専門性についてしっかり資質がないといけない。そういうような人を選ばなければいけないんです。もちろん横には、議会事務局長だけではなくて、議会事務局職員たくさんいますけれども、それをすぐ指示できるような動き方、これが大事なことだと思います。

同時に、今後、議事、総務だけではなくて、御存じのように政策のほうも大事です。それと同時に、県民と議会をつなぐ役割も議会事務局は持たなきゃいけないし、執行機関の調整なんかあるんです。これを水面下で行うのではなくて、しっかりとルール化をしていかなければいけない時代に今なっているんです。だから、今、盛んに議会事務局論がいろいろなところで議論されているわけです。そういう議論を山梨県でも、ぜひしていただきたいというふうなところだというふうに思います。

さて、そういう意味で、今、問題点をお話ししたので、今後の改革として、私は百条の委員会の対象ではないと思いますけれども、特別委員会の対象内だということで何点か提案をしたい。

1つは、やっぱり議会は大きく変わったんだということを県民に対して、マニフェストというんですか、私たちはこういうふうに動くんだということで、議会基本条例をできるだけ、おそらく皆さんはこの間の統一地方選挙で議会基本条例を制定する人がほとんどだったと思いますので、早急に議論を開始していただきたい。県民に対する、本当にマニフェストになる。ちょっと生意気な言い方をすれば、生まれ変わるという風な意味でも、議会基本条例をしっかりとつくっていく必要があるんじゃないだろうか。

そして、それを議論する中で、住民自治の根幹は首長じゃないんです。議会なんです。だから、私は研修のときに必ず議員の方々に言っているのは、議決の前日、眠れるんですかと言っているんです。何千億もの一般会計規模の予算を決めるときに、そのときに私だったら震えちゃいますよ。それだけの責任が皆さんにある。住民自治の根幹の意味というのはそういうことだと思うんです。

そして、2番目には、選挙の透明性ということで、議長、副議長、委員長の立候補制、所信表明、質疑などをしながら、どういうようなリーダーシップをとっていけるかどうかというのを明確にする必要がある。

3番目には、議会事務局職員採用基準、あるいは議会事務局運営方針、行動指針、横浜市会にはそういう指針なんかあるわけです。だから、そういうようなことを参考にしながら、今回を教訓として議会事務局がどういうふうに動くのか、あるいは採用基準はどういうふうにしていくべきなのか、ぜひ考えていただきたいと思います。それと同時に、研修が、これは議会議員だけではなくて議会事務局だということも必要なのではないのでしょうか。

最後に、新聞報道では、少数会派を運営に加えるというふうな、私は議会運営上妥当だと思うんです。閉鎖的ではなくて、県民に開かれているというのは、少数会派であっても議会運営上にしっかりと入れ込むというのは妥当なのではないかと思います。

余計なことを最後に1点です。やはり大事なものは、この間の責任追及しながら、今後どういうふうな議会を目指すかということ、県民が不信を持っていることについて払拭していかないとダメな気がしない。県民への説明責任がすごく大事

になってきていると思うんです。そういう意味では、議長や委員長による記者会見はしっかりと開く。その際には報告書も提出する。おそらく前議長、前副議長、それから、前議会事務局長の責任が明確になるとは思いますけれども、ただし、弁明の文書化というのは同時に添付されるのがいいんじゃないか、一方ではなくてということだと思います。

今後のスケジュールとして、ぜひ、今私が幾つか提案したことについて、とりわけ議会基本条例等については、いつごろまでにつくるかどうかということをお県民に明確にしていくということが必要なのではないかなと思います。

5分ほどオーバーしてしまいましたけれども、私からの最初の陳述を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

土橋委員長 江藤教授からの意見陳述が終わりました。  
続いて、委員から質疑を行います。質疑はありませんか。  
以上で質疑を終了いたします。  
江藤教授には、お忙しい中、当委員会に出席の上、貴重な御意見をいただき、心から……。

江藤参考人 委員長、私、もうこれでよろしいんですか。

土橋委員長 はい。

江藤参考人 あと、ごめんなさい。ついでに、私、参考人は質問ができないということは重々承知しているんですが、最後のページに私にわからなかったことを書かせていただいているんです。これについて委員の方々には質問ができないというのは重々承知しておりますが、議会事務局について問い合わせは、私はこれは後ほどさせていただければいいわけですか。要するに、私は委員については質問ができないというのは参考人制度の基本的なポイントだと思うんですが、要するに、私はわからないこともたくさんあるんですね。これについては今、事務局からお答えいただくというわけにはいかないんでしょうか。

土橋委員長 済みません、この質問についてですけれども、後日ちゃんと担当の者としてしっかり対応させていただきますので。きょう、局長もみんな、議長と出かけていますから、また改めて。

江藤参考人 わかりました。きょうも私がきょう午前中に資料を出したものですから、少し遅くなったということで、そういうこともあり得るんだと思います。了解しました。

土橋委員長 本日はまことにありがとうございました。これをもって、参考人からの意見聴取を終了いたします。

次に、委員会報告書についてありますが、ここで一時休憩として、再開後に委員会の報告書の委員長案をお示ししたいと思いますので、御了承をお願いします。

再開は午後3時といたします。

江藤先生、本当にありがとうございました。

（ 休 憩 ）

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する  
調査特別委員会会議録（平成28年9月9日）

土橋委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これまでの調査で判明したこと及び各委員からの御意見をもとに、参考人からの御意見を参考として、委員会報告書の委員長案を作成いたしましたので、事務局に配付、朗読させます。

お願いします。

（事務局 委員長案配付）

高野議事調査課長 朗読いたします。

委員長案、平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する調査特別委員会報告書、当委員会に付託された事件の調査の結果を山梨県議会会議規則第76条の規定により、次のとおり報告します。

1 付託事件

平成28年2月定例会閉会日が流会した原因の調査に関すること

2 調査の結果

- (1) 一部会派の議員は、議長不信任動議が可決された議長のもとでは審議に応じられないという考えにより議場から退席した。
- (2) 当時の議長は、会議時間の延長の手続をしなければ流会になるという認識はあったが、会議再開に向けて誰にも相談せず、また指示もしなかった。
- (3) 当時の副議長は、議長に会議の再開に向けての相談や助言をしなかった。
- (4) 当時の議会運営委員長は、会議再開に向けて議会事務局に何回か連絡したが、議長に伝わっていなかった。
- (5) 当時の議会事務局長は、会議再開について、議長や議会運営委員長からの指示を待っており、会議再開に向けてみずから積極的な行動をとらなかった。

3 意見

(1) 流会の原因について

ア 責任ある立場の当時の議長、副議長及び議会事務局長が、それぞれの責任を果たさなかったこと。特に議長には、流会を回避する努力が見られなかったこと。

イ 会派間、議員間の情報共有や意思の疎通が著しく欠けていたこと。

(2) 流会を繰り返さないための今後の議会のあり方について

ア 議会運営の透明性の確保や議会の果たすべき役割を明確にするための議会基本条例制定に向けて取り組みを進める必要がある。

イ 議会が県民に向け県民に期待される機能を発揮し、議員それぞれが自覚と責任を持ってこれからの議会運営に携わっていく必要がある。

平成28年9月、平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する調査特別委員会委員長 土橋亨、山梨県議会議長 鈴木幹夫殿、以上です。

土橋委員長

委員長案の骨子として以上のとおりであります。

お諮りいたします。委員会報告書は、委員長案のとおりとすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する  
調査特別委員会会議録(平成28年9月9日)

土橋委員長 御異議なしと認めます。よって、委員会報告書は委員長案のとおりとすることに決定いたしました。

重ねてお諮りします。委員会報告書の字句その他調整を要するものについて、その調整を委員長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

土橋委員長 御異議なしと認めます。よって、委任の件はお諮りしたとおり決定されました。

次に、本委員会が審査した事件に関する委員長報告についてであります。委員長報告については、これを委員長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

土橋委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告については、お諮りしたとおり決定いたしました。

以上で本日の予定は終了いたしました。これをもって、平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する調査特別委員会を閉会いたします。

以 上

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の  
流会に関する調査特別委員会

委員長 土橋 亨